

令和4年度持続的肉用牛生産関連情報発信事業
(JRA畜産振興事業)に係るオンライン情報交換会

アニマルウェルフェアに関する 新たな指針

令和4年9月20日

農林水産省 畜産局 畜産振興課
畜産生産情報分析官 大森 正敏

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) 」とは

国際獣疫事務局 (OIE) のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等
適正な飼養管理

家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

家畜の健康の維持

安全な畜産物の生産と
生産性の向上

「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 物理的及び熱の不快感からの自由、④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

我が国におけるアニマルウェルフェアの状況

- 家畜の飼養管理の一般原則として、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法に基づいた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。
- また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるため、畜産振興課長通知として「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」を発出。畜種別の飼養管理方法については(公社)畜産技術協会が「飼養管理指針」を作成し、本通知で参考とするように指導している。また、「輸送に関する指針」と「農場内における殺処分に関する指針」も作成。これらはOIEコードの改正などに合わせて随時改訂。
- なお、「家畜伝染病予防法」に基づき、疾病の発生やまん延を予防するために定めた飼養衛生管理基準やJGAP家畜・畜産物認証の基準にも、アニマルウェルフェアに関する項目を記載。

<一般原則>

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法第105号)
産業動物の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)
動物の殺処分方法に関する指針(環境省告示)

<基本的な考え方>

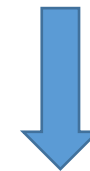
アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について(畜産振興課長通知)

<個別の飼養管理方法:(公社)畜産技術協会が作成>

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(肉用牛・乳用牛・ブロイラー・採卵鶏・豚・馬)
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針

<国際的指針>

OIEの陸生動物衛生規約(OIEコード)



アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針

((公社)畜産技術協会作成)

- 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」については、学識経験者、生産者、獣医師、消費者等からなる検討会を設置し、平成21年から順次作成し、OIEコードの採択などを踏まえ随時改訂。

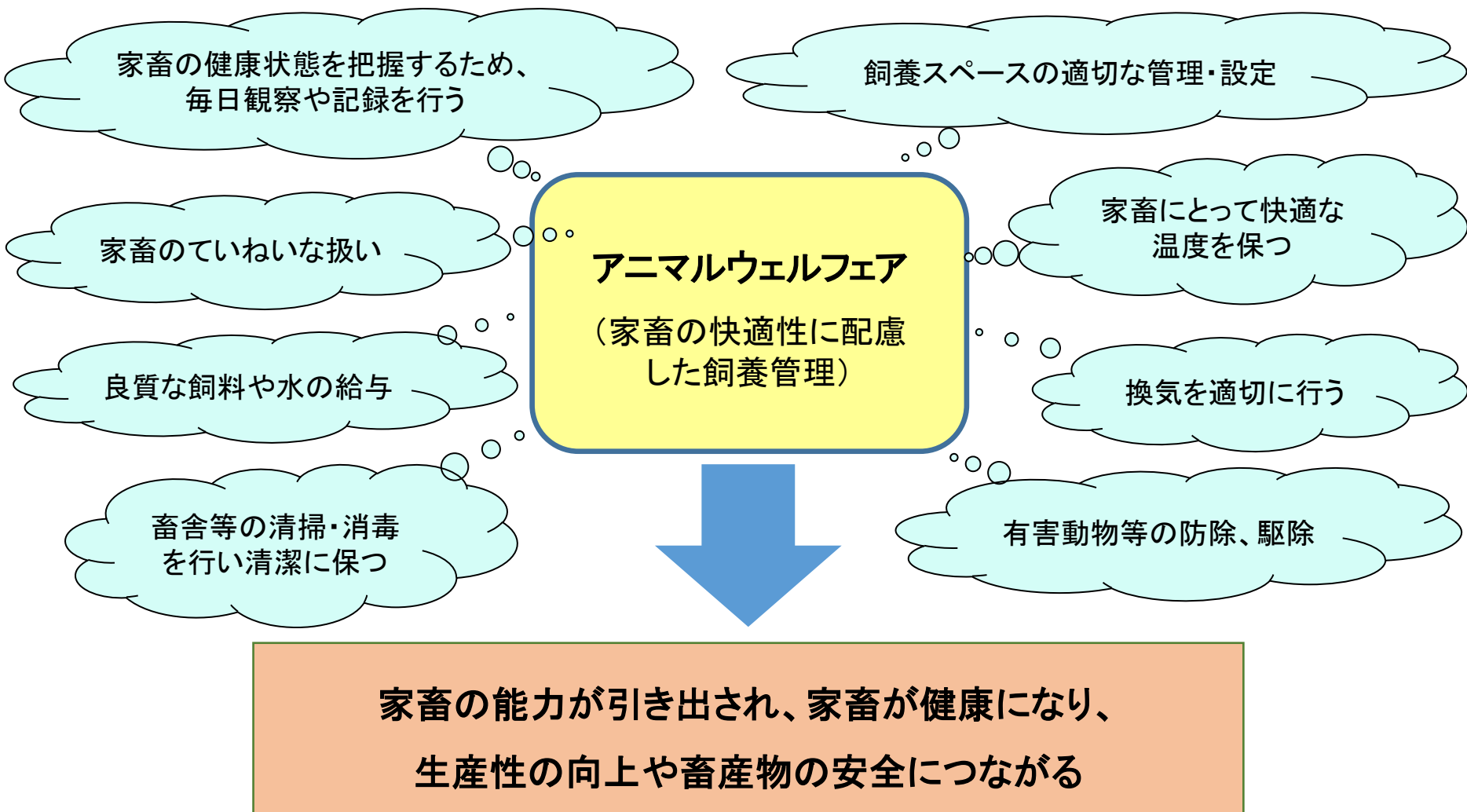
畜種	飼養管理指針	(参考)OIEコード
採卵鶏	平成21年3月(令和2年3月改訂)	(令和3年5月の総会で非採択)
豚	平成21年3月(令和2年3月改訂)	平成30年5月採択
ブロイラー	平成22年3月(令和2年3月改訂)	平成25年5月採択
乳用牛	平成22年3月(令和2年3月改訂)	平成27年5月採択
肉用牛	平成23年3月(令和2年3月改訂)	平成25年5月採択
馬	平成23年3月	平成28年5月採択※1
輸送	令和元年6月(令和3年3月改訂)	平成17年5月採択
農場内の殺処分	令和元年6月(令和3年3月改訂)	平成17年5月採択※2

※1「使役馬」について(公社)馬事協会が作成

※2疾病コントロールを目的とし作成

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」のポイント

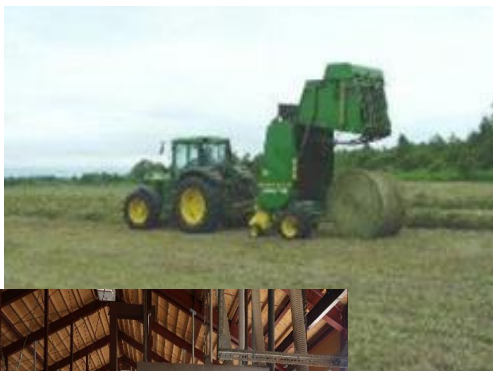
- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

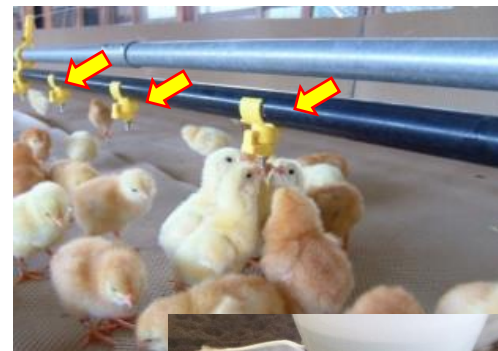
具体例



草食動物への良質な牧草の給与
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、
一度に多くの個体が食べたり
飲んだりできる給餌器や飲水器
の使用

【現場での実践例】 物理的、熱の不快感からの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

具体例



ミストの噴霧と換気扇による
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを
着た子牛



自動換気装置による
温度などの管理



ガスストーブによる
ひよこの保温



牛が逃走を開始する
距離を事前把握

【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

具体例



天井からの採光や
換気扇の設置



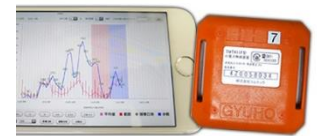
おがくずを床に敷いて、
清潔さが保たれている畜舎



バーンスクレーパーによる適時の除糞



搾乳ロボットにより乳が
張れば、牛が自ら行動
し、乳房炎を予防



センサーによる
行動観察

○「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」への適応状況

(平成29年1月)

畜種	作業項目	「はい」
乳用牛	搾乳時を除き1日1回以上の観察をしている。	95.9
	生後2か月以内に除角を実施している。	47.3
	断尾をしていない。	77.0
	適切な分娩スペースを確保している。	68.3
	AWの必要性について理解している。	95.7
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	94.3
	十分な給水をしている。	96.3
	繋ぎ飼いにおいて、運動させる機会がある。	49.5
	暑熱・寒冷対策を実施している。	94.8
	危機管理マニュアルを作成している。	48.2
肉用牛	1日1回以上の観察をしている。	98.4
	生後2か月以内に除角を実施している。	12.2
	生後3ヶ月以内に去勢を実施している。	23.5
	適切な分娩スペースを確保している。	80.4
	AWの必要性について理解している。	96.2
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	98.0
	十分な給水をしている。	98.8
	暑熱・寒冷対策を実施している。	97.2
	突起物によるけがを防止している。	97.2
	危機管理マニュアルを作成している。	43.1
豚	1日1回以上の観察をしている。	99.0
	生後7日以内に断尾を実施している。	88.2
	生後7日以内に去勢を実施している。	78.5
	法令に基づく衛生管理措置を実施している。	98.1
	適切な飼養スペースを確保している。	95.3
	AWの必要性について理解している。	98.2
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	99.2
	十分な給水をしている。	99.4
	暑熱・寒冷対策を実施している。	93.4
	危機管理マニュアルを作成している。	61.7

畜種	作業項目	「はい」
採卵鶏	1日1回以上の観察をしている。	99.7
	ピークトリミングは餌付け後10日以内に実施している。	60.4
	誘導換羽実施中に水を飲ませている。	65.0
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	97.9
	十分な給水をしている。	99.3
	鶏舎等の破損によるけがを防止している。	99.3
	AWの必要性について理解している。	97.9
	適当なスペースで飼養している。	95.1
	暑熱・寒冷対策を実施している。	97.2
	危機管理マニュアルを作成している。	72.4
ブロイラー	1日1回以上の観察をしている。	100.0
	AWの必要性について理解している。	99.9
	一定時間の暗期を設けている。	42.0
	適切な栄養素を含む飼料を給与している。	100.0
	十分な給水をしている。	99.9
	鶏舎等の破損によるけがを防止している。	99.9
	AWの必要性について理解している。	99.9
	適当なスペースで飼養している。	99.6
	暑熱・寒冷対策を実施している。	100.0
	危機管理マニュアルを作成している。	93.8

出典：(公社)畜産技術協会「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針チェックリストに関するアンケート調査結果」より作成。

養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会報告書及び報告書を踏まえた改善策について

養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会報告書(令和3年6月3日)(抜粋)

第3 結論・提言

2 提言

(1) OIE 連絡協議会の運営及びアニマルウェルフェアへの対応

- ① 家畜・家禽のアニマルウェルフェアも含めてOIE の様々な国際基準への対応を検討していくに当たり、OIE 連絡協議会のメンバーの選定手続を再検討するとともに、特定の意見に偏ることがないようにメンバー構成の多様性や議事運営の透明性について、より一層向上させるべき。
- ② 今後の我が国におけるアニマルウェルフェアの推進に当たっては、最新の科学的知見、国際的動向、流通・食品加工・外食・小売事業者の動向等の様々な要素も考慮した上で、より科学的・戦略的に対応していくべき。

養鶏・鶏卵行政に関する検証委員会の報告書を踏まえた農林水産省の改善策について (令和3年6月15日)(抜粋)

2. アニマルウェルフェア

(2) 農林水産省の改善策

(ア) アニマルウェルフェアに関する最新の科学的知見や国際的動向を考慮した施策を推進するため、以下の調査等を恒常的に実施する。

ア 国内外の研究機関等におけるアニマルウェルフェアの向上に資する研究成果の収集

イ 各国(欧米諸国、アジアモンスーン地域等)のアニマルウェルフェアへの取組に関する調査

ウ 流通・食品加工・外食・小売事業者等のアニマルウェルフェアに関するニーズの把握

(イ) 上記(ア)により把握した情報を共有し、アニマルウェルフェアに対する相互理解を深めるため、幅広い関係者による意見交換の場を定期的に開催する。

アニマルウェルフェアに関する意見交換会委員名簿

	氏名	所属
学識経験者	近藤康二	(公社) 中央畜産会
	新村毅	東京農工大学教授
	杉井拳	栃木県農政部畜産振興課 (全国畜産課長会)
	寺田文典	元東北大学大学院農学研究科教授
	信岡誠治	元東京農業大学教授
	八木淳公	(公社) 畜産技術協会
	町屋奈	(一社) 日本動物福祉協会
生産	岡田征雄	全国酪農業協同組合連合会
	高橋龍彦	全国農業協同組合連合会
	石川輝芳	(農) しわひめスワイン (一社) 日本養豚協会)
	米山大介	(株) ホクリヨウ (一社) 日本養鶏協会)
	竹内正博	(株) イシイ (公社) 畜産技術協会)

	氏名	所属
と畜・食鳥処理	白石千秋	(株) 群馬県食肉卸売市場 (全国食肉センター協議会)
	松尾邦光	印南養鶏農業協同組合 (日本成鶏処理流通協議会)
流通・外食	引地聖和	(株) 明治 (一社) 日本乳業協会)
	鳴海秀一	日本ハム (株)
	宮下建治	日本マクドナルドHD (株)
	森佳光	キューピー (株) (全国マヨネーズ・ドレッシング類協会)
	宮真二	日本KFC (株)
	大熊茂	(一社) 全国スーパーマーケット協会
	富士聡子	オイシックス・ラ・大地(株)
消費	大木美智子	(一財) 消費科学センター
	瀬瀬美千世	NPO法人日本消費者連盟
	原田苗子	コープデリ連合会 (日本生活協同組合連合会)
	山根香織	主婦連合会

第2回から招聘

○学識経験者

奥村正裕 北海道大学大学院獣医学研究院
後藤佐知子 神奈川県湘南家畜保健衛生所

○生産

中林正悦 全国肉牛事業協同組合

アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、O I Eコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項 (should)」、「将来的に実施が推奨される事項 (desirable 等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



新たな指針の考え方

- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、O I Eコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、O I Eコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的に実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年次を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

「飼養管理等に関する指針」の考え方(肉用牛)

1 管理方法

【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
 - ・除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施。それ以降は常に麻酔薬を使用。
 - ・去勢は生後3か月以内に実施。必要に応じて麻酔薬等を使用。
 - 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
 - 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
 - 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
 - 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を準備する。
- ### 【将来的に実施が推奨される事項】
- 分娩区域には、分娩1週間程度前に移動させることが望ましい。

2 栄養

【実施が推奨される事項】

- 飼料は、質・量ともにその生理学的要求を満たす飼料を過不足なく給与し、適正な体型を保つよう飼料給与を行う。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、制御時期とその給与量に十分注意する。

- 自給飼料を給与する際は、微量元素の過不足に留意し、必要に応じて補助飼料を給与する。

3 牛舎

【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 飼養密度が高い場合、新たに牛群を編成した場合等には、闘争が多いことから、損傷の発生がないか観察する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起が無いよう、適切に設計・管理する。

4 牛舎の環境

【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- ### 【将来的に実施が推奨される事項】
- 絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努める。

5 その他

【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。